

# 第 1 4 8 8 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 5 年 2 月 1 3 日

自 1 3 時 2 9 分

至 1 5 時 0 0 分

場所 教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### －開 会－

### －公 開－

#### (議決事項)

第17号 島根県スポーツ推進計画の策定について (保健体育課)

————— 以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第66号 平成25年度島根県公立高等学校入学志願状況について  
(高校教育課)

第67号 国重要有形民俗文化財「菅谷たたら山内」の追加指定について  
(文化財課)

第68号 体罰事案に対する取り組みについて (高校教育課・義務教育課)

————— 以上原案のとおり了承

### －非公開－

#### (議決事項)

第18号 島根県立高等学校等条例の一部改正について (高校教育課)

第19号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の  
一部改正について (高校教育課・義務教育課)

————— 以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第69号 平成25年度教育委員会組織改正の概要について (総務課)

第70号 平成25年度県立学校管理職採用・昇任候補者選考試験結果  
について (高校教育課)

————— 以上原案のとおり了承

## II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】  
山本委員長 土田委員 仲佐委員 岡部委員 原委員 今井教育長
- 2 欠席委員  
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者  
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 花田教育監               | 全議題                 |
| 井塚教育次長              | 全議題                 |
| 米山教育次長              | 全議題                 |
| 三島教育センター所長          | 全議題                 |
| 黒崎総務課長              | 全議題                 |
| 高宮教育施設課長            | 公開議題                |
| 長野県立学校改革推進室長        | 公開議題、議決第18号         |
| 助川特別支援教育課長          | 公開議題                |
| 矢野義務教育課長            | 公開議題、議決第19号         |
| 山岡生徒指導推進室長          | 公開議題                |
| 野津保健体育課長            | 公開議題                |
| 荒瀬健康づくり推進室長         | 公開議題                |
| 小仲社会教育課長            | 公開議題                |
| 片寄人権同和教育課長          | 公開議題                |
| 祖田文化財課長             | 公開議題                |
| 若槻文化財課管理監           | 公開議題                |
| 丹羽野古代文化センター長        | 公開議題                |
| 高橋福利課長              | 公開議題                |
| 坂根教育センター教育企画部長      | 公開議題                |
| 柳楽高校教育課課長代理         | 議決第18号及び第19号、報告第70号 |
| 福間高校教育課企画人事グループリーダー | 公開議題、議決第19号、報告第70号  |
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 森本総務課課長代理         | 全議題 |
| 平野総務課人事法令グループリーダー | 全議題 |
| 佐々木総務課主任          | 全議題 |

### Ⅲ 審議、討論の内容

山本委員長：開会宣言 13時29分

|      |       |     |
|------|-------|-----|
| 公 開  | 議決事項  | 1 件 |
|      | 承認事項  | 0 件 |
|      | 協議事項  | 0 件 |
|      | 報告事項  | 3 件 |
|      | その他事項 | 0 件 |
| 非公開  | 議決事項  | 2 件 |
|      | 承認事項  | 0 件 |
|      | 協議事項  | 0 件 |
|      | 報告事項  | 2 件 |
|      | その他事項 | 0 件 |
| 署名委員 | 岡部委員  |     |

## (議決事項)

### 第17号 島根県スポーツ推進計画の策定について (保健体育課)

○野津保健体育課長 議決認第17号島根県スポーツ推進計画の策定についてお諮りする。

資料1の1をご覧ください。島根県スポーツ推進計画については、かねてよりこの会議でご説明し、協議いただいていたところである。その後、12月の7日の11月県議会において、文教厚生委員会で案を説明した後、パブリックコメントを実施した。このたび、そのパブリックコメント及びこの会議からいただいた意見を反映し、案を修正したものを今日ご説明し、議決を得ようとするものである。

案については、大筋ほとんどの部分、趣旨等々はこれまでにご説明したところと変更点はない。変更した部分について説明させていただきたいと思う。別冊で推進計画の案を添付しているが、まず6ページをご覧ください。

ライフステージの区分の説明について、この会議において冒頭で触れた方がわかりやすいというご意見があったため、そのようにした。なお、全体の見ばえ等については、実際の印刷物にするときにわかりやすく、例を入れたり図を入れたり工夫していきたいと思っているので、中身についてご説明申し上げる。

資料1の2から、以下1の6まで、パブリックコメントでいただいた意見とそれに対する考え方を述べている。パブリックコメントは1ヵ月行っており、ホームページに掲載しているが、これに対して400件余りの閲覧があったということである。そのうち6名の方、8件について実際に意見をいただいている。詳細が1の2からであるが、まず1つは、学童期のスポーツについて、2つの趣旨の意見があった。競技スポーツばかりでなく、ニュースポーツ、レクリエーションスポーツといったもの、こういったものも奨励すべきだということであった。幅広いスポーツに子どもたちが親しむようにすべきだというご意見、あるいは競技スポーツについては、やり過ぎということがあるので、その点をうまく指導すべきだという意見があった。これについては、推進計画の方でそのように追記するというようにしている。

具体的には、計画案の10ページである。学童期のスポーツであるが、具体的な施策が、上から1段落目の4行目のところである。具体的には、レクリエーション協会と連携して学校の業間活動や昼休み、放課後等を使ったニュースポーツや運動遊びの時間を確保し、すべての子どもたちが運動の楽しさを実感できるような場を確保していく。授業以外のところでニュースポーツを学校の中に取り入れ、そこで覚える機会に触れると、興味を持った子どもたちが自主的に遊んだり地域の大会に出たりして、また将来学校を出てからも継続するきっかけになるというふうに考えている。この点を追記している。

もう1点、同じページの一番下の段落であるが、既存のスポーツ少年団やスポーツクラブについても実態把握に努め、「小学生のスポーツ活動の手引き」に基づいた活動になるよう継続して指導していく。

その下の囲みの部分であるが、21年3月に当課から小学生のスポーツ活動の進め方、というものを出している。主なものは資料に書いてあるようなことで、やり過ぎないということを主体に書いているが、こういったものを改めて、スポーツ少年団あるいは社会クラブなど小学生が活動する場に啓発していきたい。具体的にはこれから手段を考えていくが、あらゆる場面で啓発していくということを今回追記している。

2点目は1の3ページであるが、生涯スポーツのライフステージの記述について、最も多い形であろうということで、結婚、子育てを前提とした表記となっていたが、必ずしもそうでないということでご指摘があった。そこで、表記を変更したのが13ページである。上から2行目の四角で囲んであるアについて、以前は独身期という表記にしていたが、単身者・夫婦世帯者のスポーツ推進ということで、結婚の有無に基づく表現を変えている。

もう1点、15ページの中ほど、下の四角で囲んだイ、子育て終了期(単身者等を含む)のスポーツ推進であるが、この部分は子育て終了期のスポーツ推進、と括弧のない表記にしていた。

これを単身者等を含むということを追加したものである。

その他ご意見をいただいているが、これは我々も計画の推進段階でやっていかなければいけないというふうに認識しているので、今回ご意見を参考にさせていただき、計画の推進に当たって留意します、ということをお返答しようというふうに考えている。

○岡部委員 再々説明されてきたと思うが、もう一度ここでこの計画案の中の島根らしさというか、島根に特色ある部分についてお聞きしたい。

○野津保健体育課長 まず1の1のところ、計画の目標というものを立てている。これまでの計画は、スポーツをしない人が活力あるスポーツライフを送ることが主眼であったが、今回はスポーツの楽しみ、感動を通じて活力ある地域づくりということで、地域と一体となってスポーツを中心とした地域振興を目指すというのが本県の特徴である。特徴的であるのが、奥出雲町のホッケーがくにびき国体以降の地域スポーツとしての大きな大きな地域振興の核となっていることはご案内のとおりであるが、あそこまで強くなるかどうかは別にして、やはり地域の方がスポーツをするだけでなく、見たり支えたりするということである。例えば国体の選手が出ると、やはりその選手の顔と名前と背番号ぐらいは出る前からわかって応援していると、その方が試合に臨んで活躍されるのを見るときに、また地域の盛り上がり方が違うし、これがまたスポーツの理解、普及へとつながっていく。そうやって多くの方がスポーツにかかわるということが、今の過疎化、高齢化の進む本県の各地域に必要なことであろう。この2年間見てきて、元気なコミュニティーというのはやはり子どもを中心とした活動が盛んなところであり、子どもを中心に大人たちが、自分の子どもでない子どもたちを囲んでかかわって子育てをしていくというところは非常に元気がある。スポーツを通じてでもそういったことをやっていく。スポーツというのはそういう意味では非常に取りかかりやすい題材であろうと思っている。したがって、どこで何がということはいろいろな伝統もあろうが、どのスポーツでもいいわけだが、たくさんの方がスポーツにかかわっていくことによって過疎、高齢化の進む地域においても地域に元気が生まれる、これが今回の本県の計画の特色であると思っている。

○岡部委員 このスポーツ推進計画を通じてそういう地域スポーツの育成にぜひとも取り組んでいただきたいと思うが、一方で競技の多様性ということもあろうかと思うので、そういうものを確保しつつ、地域に根づいたスポーツの育成をぜひこの推進計画を生かして役立てていただきたいと思う。

○原委員 9ページの学童期のスポーツ推進の課題のところだが、かつては子どもたちが遊びや生活の中で自然に身につけていたことを、現在においては大人が仕掛けて獲得させる必要がある。このことを私も子どもたちと日々接する中で大変感じており、大変重要なことだと思っている。

例えば、私は小学校の運動会に16年間、毎日保護者として通った。最近思うのは、走る姿が右手右足が走って、左手左足が、あ、間違ってた、というようにロボットみたいに走る子や、横向きに走ったりする子や、冗談みたいだが実際本当にそういう子どもたちがいて、走り方でも変化が見られる。教育現場で日々子どもたちに接しておられる教員の方は、それを本当に痛感しておられると思うが、私たち保護者もそういった意味で、小さい時から子どもに身体活動をさせるスポーツの前段階のことだと思うが、その重要性というかその機会を与えるように啓発していくことも大変重要なことではないかと思っている。私たち保護者は、例えば小学生がスポーツをするという、すぐスポ少に入っているかということに定義してしまうが、今言われたように島根らしさを出すのであれば、スポ少に入っているからスポーツではなくて、外で鬼ごっこをしているスポーツなんだよ、というような遊びの中での体の動かし方というのを、地域の中で子どもを育てていくという視点の中に取り入れられたらいいのだと思って聞いた。ぜひ、保護者も頑張っていきたい。

○野津保健体育課長 おっしゃるとおりである。子どもたちの運動不足を解消するためには、2つ今後大きく力を入れるべきところがあると考えている。1つは、小学生の放課後の時間である。スクールバスの待ち時間、集団下校の待ち時間、あるいは放課後児童クラブ、学童保育で待っている間の時間、こういったものを活用してここで何とか運動ができないかと考えている。本を読

むのも大事だが、本は夜も読めるので、ただ箱に押し込められて本を読んだり、中でじっとするのが放課後の時間はもったいないので、10ページの2段落目のところで、放課後の活用ということを特に上げている。

もう1つは、未就学児、幼稚園、保育所の時代である。学校へ上がる前のところ、実はここの運動というのが非常に運動神経の発達に影響があり、3歳以降が一番効果があるときである。ここの取り組みを今後やっていくべきだというふうに考えている。言われたご意見を参考に進めていきたいと思う。

○山本委員長 パブリックコメントの中に学校開放について少し書いてあるが、学校の授業の関係もあるので、この辺りのことはなかなか難しいこともあるのだろうと思う。この辺りのところの調整は、右側に書いてあるが、こういうふうな文章でいだろうか。もう少し調整弁を何とかするとか、何かないか。各学校で流れなどが違うのだろうか。

○野津保健体育課長 実際の施設を持っているのが県でないということがある。多くが市町村立小学校が一番の地域のメインであるため、そういう点は少し書きづらいところがあるが、県の方向性だけは示して、具体的にはいろいろ働きかけを行っていききたいと思っている。

○仲佐委員 パブリックコメントの中に生涯スポーツという項目があるが、ふだんスポーツできる方はいいが、今、余りスポーツをしていない方をいかにスポーツをする方向に持っていくか、というところが大変大切ではないかと思っている。各地域で公民館やあるいはいろんな団体があって、そこで活動できる人はいいが、できない人をいかに生涯スポーツになるように繋げていくようにしていくか、というところである。私は少しバレーボールに関わっているが、かつてはお母さんが、まだおっぱいをあげるような子どもさんも連れて体育館に出て、練習の合間にステージの方で毛布にくるんで寝かせておいて、泣いたらおっぱいを飲ませて、という形で出てこられた。しかし、最近は子どもさんが忙しいというか、お母さんが子どもさんに手をとられて、なかなか子どもと一緒に体育館に来るといことが少なくなってきており、昔と今とは大分変わってきたなというところがある。お母さん方には今、バレーボールで年齢的にも70代がコートに全員入ってする全国大会もできているし、60代、50代、それぞれの年齢層でできた全国大会も行われている。やはり小さいときからかかわっていれば、年齢を重ねてもスポーツができるということになる。今、こうして推進計画が作られたので、いろんな形でいいからかかわっていただければいいかなと思っている。この課題にもニュースポーツが上がっているが、これも普通に競技ができる人よりできない方について、どういう形でもいいから運動できる場をこれからもっともこの推進計画に沿って地域に根強く広げていくということも大切ではないかと、この内容を見させていただいて少し感じたところである。

○野津保健体育課長 実施の段階でよく配慮し、注意していきたいと思う。

○山本委員長 今回で3回目、これまでいろいろたたき上げをやってきたわけであるが、今回これで最終段階ということである。

――原案のとおり議決

#### (報告事項)

##### 第66号 平成25年度島根県公立高等学校入学志願状況について(高校教育課)

○長野県立学校改革推進室長 報告第66号平成25年度島根県公立高等学校入学志願状況についてご報告する。

資料1にあるように、2月5日12時のところで出願期間を終えた。これについて2月6日のところで報道発表し、2月7日の新聞に載ったということである。全部の学校数は、全日制本校35校、分校1校、定時制3校、合計39校であり、その出願状況をまとめた。

2月6日現在の志願状況であるが、入学定員、全日制5,720、定時制360、計6,080

0に対して、推薦選抜で既に合計707が内定している。したがって、6,080から707を引いた5,373が、いわゆる一般入試の募集定員ということになる。これに対して出願者数は全日、定時合わせて4,675で、定員5,373に対して4,675であり、0.87倍という競争率である。全日制0.9倍、定時制で0.40ということになっているが、しばらくの間では過去一番低い倍率ということになる。今、申し上げたとおり、入学定員の中から推薦選抜を除いたものとして資料を作っているのが、競争率というのはそういうやり方で作っているということでご理解いただきたいと思う。参考までに、過去7年間の一般選抜志願状況の推移を載せている。

3番だが、この一般選抜対募集定員の競争率の高い学科は、資料に挙げた松江農林の1.54倍を筆頭に、出雲工業、出雲農林、松江工業、松江商業ということになっている。松江商業は学科が複数科あるが、1年の段階ではくくり募集をしているので、まとめて挙げたところである。なお、昨年度の入試で高かった学科をその右側に載せている。

2の2をご覧いただきたい。地域外10%の枠を持っている学校が、4番に挙げた各校である。東高を除いてどれも理数科を持っている学校だが、この定員に対してどの程度10%枠のところの志願があったかということで、昨年度に引き続き松江南が10%を超えたところである。昨年も質問があったが、例えば仮に定員割れをしても、この枠の10%ということを決まっている。よって、この松江南のところは10%を超えたところについて選抜が行われている予定である。

資料の5番をご覧いただきたい。松江市内の普通科3校について、平成20年度から通学区域が決まっているが、5%以内で通学区域以外の学校を志願することができる。近年この制度が周知されてきて、徐々にこのパーセントが増えているところではあるが、これが今年度のところでは、松江北5.0%、松江南4.3%、松江東2.9%という結果であった。

今後の日程だが、3月6日に学力検査がある。一部の学校では3月7日に面接等が行われるが、その後3月18日に合格発表という流れになっている。なお、3月末に定時制の方では、学校によっては2次募集の合格発表が行われる。

その他、別添の学校別の志願状況については、2月27日に第2志望者欄を追加したものをホームページ上で更新する予定である。

○山本委員長 定時制は非常に募集人員が少ないが、昼間と夜とあるのであろう。どちらの方が人気があるのか。昼間の方が人気があるか。

○長野県立学校改革推進室長 昼間の方が志願者が多い。また、午前、午後とあるところは午前の方が多い。

――原案のとおり了承

## 第67号 国重要有形民俗文化財「菅谷たたら山内」の追加指定について（文化財課）

○祖田文化財課長 報告第67号国重要有形民俗文化財「菅谷たたら山内」の追加指定についてご報告する。

資料の3の1をご覧いただきたい。去る1月18日に開催された国の文化審議会で、重要有形民俗文化財「菅谷たたら山内」について追加指定するよう答申があった。「菅谷たたら」は、雲南市吉田町にあり、大正12年までたたら操業が行われていた。山内というのは、炉が設置された高殿や事務所である元小屋、たたら師などが居住する長屋などを含むその地域全体を指している。昭和42年にこの山内の大部分が指定されているが、今年度から実施している高殿などの修理事業に伴う調査を行う中で、これまで指定されていなかった村下屋敷、三番屋敷を追加で指定する運びとなったものである。

3の2の次に、ページを打っておらず大変恐縮であるが、地籍図をご覧いただくと、この指定

の図面がある。今回追加指定になるのは、右下の水色の線で囲った部分であり、3の2の写真の上をご覧くださいと、遠方の2つの2軒分が追加指定となった長屋である。なお、3の2の下の写真は、この山内の中心部を写した写真であり、中央の大きな建物が炉のある高殿である。その手前に見える木が、たたらシンボルとされるカツラの木であり、平成20年にしまね景観賞の大賞を受賞された写真と同じアングルである。

○岡部委員 今回追加ということだが、さらに追加というような可能性はいかがか。

○祖田文化財課長 先ほどのページ番号を振っていない図面を見ていただくと、例えば今回緑で囲っているところの上の部分に、1230という地番を振っているところがある。大体山内というのは、大正年間ではさらにもう少し広がりを見せており、例えばこの1230も追加の可能性はある。ただし、現在このお宅が建ってるわけだが、ここに人が住んでらっしゃるため、今すぐの指定は困難ということである。可能性としてはあるものというふうに思っている。

――原案のとおり了承

### 第68号 体罰事案に対する取り組みについて（高校教育課・義務教育課）

○矢野義務教育課長 報告第68号体罰事案に対する取り組みについてご報告する。

資料は4の1からである。今回は、他県で起きた体罰事案発生後の県の対応、本県における未然防止の取り組み、事案発生後の対応、それから3つ目に本県での体罰事案の状況等について、ご報告申し上げるものである。

4の1をご覧ください。昨年末、大阪市立桜宮高校で生徒が自宅で亡くなっているのが発見されたという事案があった。この後、1月8日に高校の方で事案を発表されたが、本県においては15日に高校教育課長から県立学校長あてに通知を行っている。この中で改めて服務規律の確保について校内チェックを行うように指示している。

また、21日に県の教育長名で、各県立学校長、あるいは市町村教育委員会教育長あてに体罰防止に係る指導の徹底について、という通知を出している。

これを受けて市町村の方でも、各市町村で校長会等の席で体罰の防止、指導の徹底をさせていただいているところである。

それから24日、25日に、高校課長から県立学校長あて、義務課長から各市町村教育委員会あて文書を通している。これは、文部科学省から出た通知があり、これを送って改めて体罰禁止の徹底についてお願いをしたところである。

28日に県立学校の教頭会で体罰防止の指導をしている。

2月7日に、私立中学高等学校長と県の方との意見交換会が開かれた。これは新聞等でも報道されたところである。

2月15日、今週金曜日であるが、定例の県立学校長会でも体罰防止の徹底について改めて指導を行う予定にしている。

こういった事案が続いているが、この間、高校教育課、義務教育課、あるいは市町村教育委員会で改めて体罰についての相談というか、電話等による話は特には聞いていない。

資料4の2、4の3をご覧ください。これは平成19年2月5日に文部科学省が問題行動を起こす児童・生徒に対する指導について、という通知の中で別紙として送付したものである。この生徒に対する懲戒や、体罰に関する解釈、運用については、今後この考え方によるとしている。これは現在でもこの考え方によるということ、改めて行ったところである。この中で体罰についていろいろ解釈等が述べてあるが、いろいろな条件、あるいは環境等があるので、(1)3行目から記載があるが、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があるというふうに言っている。その他細かくあるが、割愛させていただく。

資料4の4をご覧いただきたい。未然防止の取り組みについて、まずはいじめなどもそうであるが、体罰についてもやはり人権尊重の教育の推進ということが非常に重要になってくると考えている。そこで、教職員一人一人の人権意識の高揚を目指しているところである。各学校で行っている校内研修、これは服務規律の確保に関する校内研修だが、県立学校では年3回以上実施することを義務づけており、計画、あるいは実施後の報告を求めているところである。この中で不祥事防止のための校内研修用の事例集なども県の方で出しているもので、こういったものの活用をお願いしているところである。市町村立学校でもこういった事例集を活用するよう管理職研修等で指導しているところである。

その他の研修で、管理職を対象とした研修、マネジメントも含めた研修をやっている。いじめはもちろん、子どもが教員に対して自由に物が言える環境が大事であるが、体罰等も教員同士が何でも言える環境というのが非常に大事であり、校内マネジメントといったことも管理職に求められているところである。一般教員対象研修としては、人権・同和教育の研修、あるいは初任研等のいわゆる経験者研、法定研修等でもこういった研修をやっているし、講師、臨時的任用の講師を対象とした研修でも服務に関する研修を取り入れている。また、校内組織の設置ということも指導しているところである。

日常的な取り組みとして、管理職による授業や部活動、校内巡視といったこともやっている。特に本県では教職員の評価制度で面接を年3回行うこととしているが、こういったところでも教職員一人一人の状況の把握に努めている。部活動については、一番下のところにあるが、外部指導者への研修も年1回行っているところである。

資料4の5をご覧いただきたい。残念ながら事案が発生した後の対応であるが、とにかく生徒の保護が第一であり、生徒の安全を最優先に考えた対応をする、ということである。もし、傷害でもあればその救護、応急手当、あるいは医療機関への受診等を早急に行い、保護者への連絡も行う。

次に生徒の心のケアについて、被害生徒はもちろん、周辺にいた生徒もやはり心に傷を負うので、こうした生徒へのケアを行う。まずは、当該学校の教職員が対応するが、県の方からスクールカウンセラーの緊急派遣を行う等の対応もしている。

事実関係の把握、これは詳しい状況把握をしっかりとしないといけないが、教職員からの聞き取りはもちろん、被害を受けた児童生徒、あるいはその現場に居合わせた教職員、児童生徒からの聞き取りも必ず行うようにしている。

また、当該生徒、保護者への状況説明、あるいは謝罪といったこともできるだけ早い段階で行うようにしており、保護者のお考えあるいは意見もしっかりと聞くということで対応している。

あとは関係機関への連絡、それから全教職員への状況説明である。やはり全校生徒が何らかの影響を受けていると考え、教員の方も全教職員で対応していく必要があるので、共通理解を図って進めていくということが必要だと思っている。また、必ず文書化するというところである。

再発防止であるが、報告書の作成、発生原因の明確化、あるいは事後対応の検証のために必要と考えている。

再発防止策の策定と実施ということで、校内体制やあるいは研修の見直しも含め、全教職員による共通理解を改めて図るということで指導している。

4の6であるが、これが過去10年間の本県での体罰に関する懲戒処分等の件数である。各年度、県と義と書いてあるが、県の方が県立学校、義は市町村立の小・中学校である。24年度については、現在把握しているもののみであり、まだ未調査の状況の数字で上げている。

それから、懲戒処分と訓告等とあるが、県立学校の場合は、懲戒処分も訓告等も県の方でやるが、市町村立の小・中学校の職員の場合、懲戒処分は県の方で行うが、訓告等は市町村教育委員会の方で行っている。

体罰の発生場面もあわせて載せている。授業関係、部活関係、その他という形で分けてはいるが、どちらかというと授業とかそういったところが多い。部活動関係で市町村で6件と上がっているが、この中には例えばその部活中に携帯電話をいじっていて注意して、そのときに体罰を行

ってしまったとか、いわゆる生徒指導上のものも含まれている。

○土田委員 今、縷々説明があった体罰というのは、現在、世間一般をにぎわせており一番関心の高い事案だと思うが、その根底にあるのは、やはりスポーツを中心とした指導者の体罰に対する考え方、認識の甘さがあるのではなかろうかというふうに思っている。そういう意味で、島根県として、体罰とはどういうものが体罰であるかということについて、どういう形で決定されているのかという点を伺いたい。

また、学校の教育だけではなく、週休2日となってスポーツ少年団等々、校外でもスポーツに対する指導が行われているが、そういう面においてもいろいろと体罰的なものもあると思う。そういう面は県としてどういう形で把握されているのか。

それから、再度確認するが、懲戒処分に4段階あるが、どのような形で行い、処分の内容はどうかということも、もう一度説明していただければと思う。

○矢野義務教育課長 まず、体罰についての考え方が、県として独自ということではなく、先ほどお示した資料の4の2、3にある、国の文部科学省が示したものをベースに考えている。先ほどは触れなかったが、その中で、(2)に肉体的苦痛を与えるような懲戒と判断された場合は体罰に該当するというような表現もある。やはり子どもの方でそういう苦痛を与えられているということがあれば、やはりそれは体罰ではないかということを考えながら、状況をしっかりと見ていかなければいけないというふうに考えている。

それから、何が体罰なのかということだが、平成9年の3月に本県でつくった体罰と子どもの人権というものがあり、この中で体罰についてどのようなものかということの説明しており、なぜそういったことに至るのか、ということも含めて研修の資料として配っている。これ以外にも不祥事防止のための資料集を、校内研修の事例集などでもやはり体罰について取り上げ、実際の事例を使って研修ができる、ということをやっている。

実際に事案が起こったときには、市町村の場合は、その市町村の方から報告が上がってきて、当然、市町村の教育委員会でも独自に調査したりして事実関係を確認しておられる。そして県の方でもそれを拝見させてもらい、体罰の中でも特に子どもたちに怪我など傷害があった場合には、基本的に懲戒処分に当たると考え、そうした事案については特に県の方でも出かけて行って、事情聴取等を行い、その上で量定を考えて決めているところである。

○野津保健体育課長 スポーツ少年団の方だが、こちらは県体協の方で統括しており、県独自の事業として指導者の研修が年5回ある。そのほかに中国ブロックの研修が2回、全国の研修が1回ある。また、事務担当者の研修が県で2回、中国で2回、全国で1回ある。こうした研修会、あるいは事務担当が集まる機会に、都度都度体罰の禁止等について触れている。なお、現在、県体協の方では、スポーツ少年団の指導にかかわる倫理ガイドラインを作ろうと話合っており、今年度中に作成し、来年度の啓発に使いたいというふうに考えている。

○土田委員 その点に関して、研修会を開くのは良いが、実際の資格を持った人が出てるか出ないかまで確認はとっておられるのか。そうしないと、研修会は年5回やっているということであっても、安易に考えてその日はちょっと用があるから出ない、ということで過ごしてしまっても良いのか。それとも義務づけているのか。やはりこれから先、保健体育課の野津課長の方が指導しなければならぬと思うが、これだけ体罰が問題になってくると、体罰とはいけないものだ、こういうものだからやっちはいけないのだというのを周知徹底するのは、研修会に必ず出て行って教育を受けるということが必要だと思う。開くだけではなく、出ているか出ていないかまで確認する必要があるのではないかと思うが、いかがか。

○野津保健体育課長 その点があるが、もう一つ事務担当者の会議には、市町村教育委員会も出席しており、その中でまた伝達講習をしていただくということもしているので、結果的には末端まで話が届くという制度にはしている。

○土田委員 別の角度から言うと、やはり体罰は特にスポーツ関係の部が多いが、やはり先輩、後輩、指導者、その部下という形で、また教えられた先生がもとの学校をまたいろいろ回る。そうすると今回の桜宮でもいろいろ発覚したと思うが、どうしても先輩がやっているのを目で見て

も言いづらい。ずっと長年にわたって1カ所に顧問の先生や体育の先生がおられるために、そういった状況が出てくるのではないかと思う。学校の先生の異動、あるいは顧問の先生の委託というのいろいろとあるかと思うが、異動も含めて、今後は1カ所に長くということではなく、ある程度もう少し異動を頻繁にやるというのはどうだろうか。あるいは顧問の先生に対する監視の目、というとおかしいが、外部でも良いが指導者に対する指導者、監視ということを考えていく必要があるのではないかと思うが、いかがか。

○矢野義務教育課長 まず1点目に、同じ学校での長期にわたる勤務についてだが、体罰と長く勤めたということとは、やはり少し別の問題ではないかというふうに考えている。というのも義務の場合、最大7年まで同じ学校にいるが、桜宮のことで報道の中でも長期にわたって、という話もあったので、今回お示した体罰の件を調べてみたが、平均すると新しい学校で平均して3年目ぐらいに体罰を行っておられる。よって、長くなったからとか、そういうことは余り関係ないのではないかというふうには思っている。

島根県の場合、県立学校が一応1校は8年まで、小・中学校が1校7年までということで、学校のいろんな事情によって1年程度延びる場合もないことはないが、基本的にそれで異動している。高校の場合は、特別体育専任教員の制度と、スポーツ推薦教員の制度があり、合わせて10名の者が今、特に指定されている。この方については、生徒への競技力向上も含めて、あるいは地域への働きかけも含めて担当していただいております、特別に少し長くほかの教員よりは配置しているが、基本的に全体としてはきちっとした異動でやっているというふうに考えている。

○岡部委員 先生方というのは、体罰はいけないということはもう当たり前のこととして知っていらっしゃるわけだが、そうした中でなぜ体罰が起こるのか、というところがやはり一番の問題じゃないかと思っている。私の直接の経験ではないが、40年以上前の体罰というか、高校の放課後に運動会のたしかデコレーションか何かをみんなで作っているとき、先生がもうぼちぼち帰りなさいと言ったところ、そんなに強い調子ではなかったと思うが、たまたま同じクラスの子の発言が、その注意した先生にとっては随分と口答えをしたように思われて、殴られ、それをみんなで目撃した。おかしいじゃないかということで抗議をして、直接謝られはしなかったが、ほかの先生を介して詫言を入れられたという、そういう経験がある。実際そうして暴力を振るった先生というのは普段はものすごく温厚なおとなしい感じの先生だったと思うが、虫の居どころが悪かったのかどうなのか、少なくともそこで感情がキレるというか、暴発、爆発みたいなものがあったと私は思っている。いろんなケースのことを聞くにつけても、ほぼ基本的に感情が統御し切れなくなった、そこでつい何か出てしまったというケースが非常に多く見られるように思っている。体罰をしてしまった先生の反省の弁というのは当然あるかとは思いますが、感情の部分のいかにふだんから研修等々で抑えるような形でしておられるのかどうなのか。感情の問題を一般的などころで言うのは難しいことは十分に承知はしているが、勝手な個人的な思いであるが、感情の制御、統御ということは多分に、体罰を禁止する一番根底にあるような気もしている。その辺のりところについてのお考えをお聞きしたい。

○矢野義務教育課長 今ご指摘いただいたとおりであり、私どもも、いろいろ実際体罰を行った教員の事情聴取等を行っているが、おっしゃったように必ずと言っていいほど、いわゆる感情的なところで体罰を行ってしまったというものがほとんど全てではないかと思う。最近、本県で起こった事案を見ても、例えばいつもは集中して話を聞く生徒が何かよく聞いていなくて、注意しても態度が改まらないので思わず手を蹴ってしまったとか、あるいはハンドルをきちっと直すように指導して、道具を渡して直したが、直し方が不十分で、言ったことを守らないということで頬をたたいてしまったとか、そういった感情に任せたような体罰というものがやはり大きいと思う。後で事情聴取すると、やはりなぜあそこで感情的になってしまったのかというふうに自分自身でも反省はしていらっしゃるわけだが、なかなかそこでコントロールし切れないうところがどうもあるようである。

感情のコントロールの研修そのものというのは実際にはやっておらず、そういったことも今後考えていかななくてはならないかもしれないが、例えば生徒指導上のことでは、生徒指導の手引き

というものがある。これでは生徒指導とは何なのかとか、どういったことで取り組んでいくのかという話も挙げているが、具体的にどんどん反抗してくる生徒への対応はどうするのかとか、そういった具体的な事例も挙げてやっている。そういったことを通して、その蓄積で実際そういう場面に遭遇したときに、ああそうだった、ああいうふうにしなればいけないということが身についてくれば、やはり感情のコントロールもやっていけるのではないかというふうにも思っている。体罰はやったときの子どもへの影響とか、あるいは周りへの影響とか、自分自身のことも含めて、大変な大きな影響があるわけである。とにかく繰り返し、その大きな影響があるということが頭に入っていれば、やはり感情のコントロールもある程度できるようになるというふうには思う。そういう意味でも研修というのは非常に大事ではないかというふう考える。

○岡部委員 最近の大阪でのもう一つ別のケースで、それに関しては私は非常に同情的だと思ったことがある。それは、保健体育で柔道の授業中にその柔道部の3年生の女子生徒を先生が平手打ちして、それが明らかになったということであった。実際、現在まだ調査中のようだが、現時点での報道等によると、下級生に危険な絞め技を行っていて、それを制止するためだったということその先生は言っていたと。もちろん体罰、叩くということはまず悪い、間違っているということは言えるわけだが、その前にも何度も注意してもやめなかったというところがあって、そういった緊急の、もしかしたら命にもつながりかねない場面で、先生が平手打ちしたその感情というのは、逆に当事者になってみてわかるという部分もあるわけである。

確かにせっぱ詰まったところが常にあるとは限らないが、一方でそういう場面もあり、本当に杓子定規にこの体罰の問題というのは考えられないところもあるんだな、というふうに私自身は今思っている。もちろん悪いのはわかるが、そういうときに果たして一個人、民間の個人としての対応としてはどうなのかということちょっと自分に突きつけて考えて、学校の先生方は日々子どもたちと直接接する中で、またそういう危険な場面にも時に遭遇しながらある中で、本当に難しい立場におられるということは重々承知はできるわけである。できるわけだが、やはり体罰はだめだというのはもう大大前提なわけであるから、そのところはしっかりとさらに指導、研修等を徹底していただきたいというふう思っている。

○矢野義務教育課長 先ほどお配りした資料の4の2の(6)のところ、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使というものがある。また4の3の冒頭のところだが、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても体罰に当たらないというふうにはしてある。

よって、当然自己防衛とかあるいは他の子どもを守るとかということであるものは、これは当然やらなければいけないと思う。そうでないと、それこそ他の子どもが怪我をしてしまう。であるので、後で振り返ったときに、その行為が本当にこれで合っていたのかどうかということきはきちんと見ていかないといけないというふうには思う。

○仲佐委員 2件ほど伺いたいが、4の1の資料で体罰事案に対する取り組みについて、というものが、日付ごとに各学校長あてに依頼をしたとか、あるいは都道府県高等学校体育協会に理事長あてに通知とか依頼とかという文面でまとめてあるが、この取り組みをどうされたのか、対応措置をどうしたのかということのまとめといったものの報告を県教育委員会としては求めているのか。

もう1点は、4の4の「不祥事防止のための校内研修用事例集」ということで、増補版も出たりして取り組んでいらっしゃるようだが、これについても研修会が学校の校内自主活用であれば、その研修をしたのかどうかというのが不明ではないかと思う。研修をしたからといって、では不祥事が起きないか、ということも言い切れないところもあると思うが、研修会をすることによってやはり再発防止につながるということもあろうかと思う。研修会を実施したかどうかというところの把握が必要と思っているが、その辺はどのように考えていらっしゃるのか。

○矢野義務教育課長 今回のこの通知については、県立学校も小・中学校も特段に報告を求めている。体制のチェックとかそういったことはするように指示し、市町村教育委員会の方も学校

に対しての指示もしていただいているが、特に何かをこちらへ報告するよということはやっていない。これについてはまた今後も、引き続きお願いしていく中で確認もしていかなければいけないとは思っている。

それから研修であるが、先ほど説明の中に入れたが、県立学校の方は年3回の研修があり、これを報告するようにしている。小・中学校の方は先ほどの「体罰と子どもの人権」というのを平成9年に出したが、これを機会に次の年から全小・中学校に校内体制の整備とか、あるいは研修をどれだけやったかとかいうことを毎年毎年報告を求めている。普及したときからかなり定着してきたというふうに考え、平成21年度までやったが、その後は特に県までは報告を求めておらず、市町村の方にお任せしているというところである。こういったことであるので、状況を見て必要であればまた状況報告を求めたいというふうに思う。

○土田委員 生徒・児童が体罰を受けたということで、家へ帰って親にも話をする、あるいは学校の担任の先生に言うが、どこかの時点で消えてしまっているということもある。これだけ問題になって、やはりこういうような事例が出てくれば、よくいじめの電話相談の場所はあるが、どこか目安箱的な、意見を言う投書とか、相談するようなものを設けていく必要があるのではないかと思うが、その点、県の方の考えはいかがか。やはり子どもさんたちはどこに相談しているといいのかと、この桜宮の自殺した子どもさんもサインを送っているわけである。送っているがもみ消されている。もみ消されているというのは、どこか言いづらい雰囲気は学校の中にもあると思うので、そういうことを連絡して、問題が大きくなるまでに、事件が起こる前におさめていくかということも必要ではないかと思う。県の方で何かの目安箱的なものを考えていただければと思うが、いかがか。

○矢野義務教育課長 子どもたちがそういったことを相談するとき、実際にはその子どもたちによって話しやすい先生というのがそれぞれ違ったりするので、一番大事なのはやはりどの子どもも誰かに相談ができる、そういった学校づくりがまず大事だと思う。先ほど、子どもの人権侵害に係る体制の状況とか研修についての報告を求めているというお話をしたが、あの中にもう一つ子どものそういった相談窓口を設けているかどうかということも聞いており、小・中学校の場合は各学校、よほど小さい学校はなかなか人数が少ないのでみんなが窓口のような形になるが、窓口を設けるように指導をしている。多くの場合、養護教諭や教頭先生が窓口になっているのではないかというふうに思う。それから、県の方では教育センターにいじめ相談テレフォンというものを設けており、これも広報に努めている。

いじめの問題のところでもあったが、本県の場合、教員が見つけるということももちろんやっているが、保護者からのお話で認知して調査して解消に向かったということも全国に比べると割合としては非常に多い。逆に言えば、そういう子どもや保護者からの声をしっかり受けとめているというふうにも私も考えているので、そういったルートをやはり大事にして、本当に小さいところからしっかりと見つけて初期対応していかなければいけないというふうに思っている。そういったこともまた研修で伝えていきたいと思う。

○土田委員 同じ部活でやっていて、仲間同士はみんな目撃しているが言いづらく、もう言ってもだめだろう、また、言えば自分でまたはね返ってくるのではないかというようなことがある。そういうものはどしどし出して、お互い同士仲間がいじめや体罰を受けた事例があるのであれば言ってくれ、というような指導を学校の校長先生、教頭先生を通じて、そうした雰囲気をぜひともつくっておいた方がいいのではないかというふうに思う。一方的に体罰がいけない、というだけでなく、生徒なり児童の中に何かあったら言ってくるシステムをつくるということをぜひ考えていただきたいと思う。

○山本委員長 では私の方から2つ。1つは特に閉塞的な学校の運用の中で、それを打破するためには地域の社会の皆さん方と情報を共有することが非常に大事だと思う。要するに開かれた学校づくりということが前から言われているが、そうすれば地域の人たちが関心を持って学校を見ている。だから見て見ぬふりをしなくて、できるだけそこははっきりできるのではないかというのが一つである。

もう一つは、部活の定義とか意義というものがあるか。歴史的にいうとトップアスリートがすべて部活の中から生まれてきているわけだが、部活の定義と意義とが、現実に固定したものがあるか。ここまでが部活でこれ以上は違うという、何かラインを切ったようなものがあるか。

○矢野義務教育課長 まず、1つ目の地域社会とのことであるが、島根県はそもそもふるさと教育ということで、地域とのつながりを非常に大事にしてきている。いじめの発見のところでも、地域の方からの声でわかったというようなことも実際にはあり、子どもたちの様子を地域の方でも知っていただくということがとても大事なことだと思っている。学校でも学校評議員制度とかコミュニティ・スクールとかという制度もあり、学校でもやはり地域行事への子どもの参加については積極的に進めているところが多くあると聞いている。具体例を今すぐには申せないが、やはり地域とともに子どもを育てるということ、地域と一緒に子どもを見守る、そういった体制づくりが本当に大事なことだと思っている。

それからもう一つ部活の方だが、今全面実施となった学習指導要領で、中学校の総則にやはり部活動の意義と留意点ということが挙げてある。まず意義の方は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するというふうな文言で載せている。学校の中だけ、授業だけでは得られないような経験とか、あるいは知識も含めて身につける。そういうことをやる中で、集団でやるので責任感とか連帯感、こういうのも涵養していくということである。

定義については、定義という言い方はしていないが、指導要領の中では学校教育の一環として教育課程との関連が図られていることとある。学校の中の部活動ということになると、学校教育の一環であるということと、それからやはり教育課程と何らかの関連を持たせた計画的な運営がなされるということが部活の一つの定義ではないかというふうに思う。

○原委員 今、体罰やいじめも含めて、学校に関する話題が多く、子どもたちはそれをどう思うかで受けとめているのか、現場の先生たちはどうなのかというのがとても気にかかる。例えば家庭の中で夫婦が離婚の危機なんて話をしていたり、おばあちゃんが病気、ということになるとどうしても家庭が暗くなるが、そういった意味で学校が暗くなるということだけは絶対に避けなければならない。それを私たち大人はいつも肝に銘じて問題の解決に当たっていかないといけないのではないか、ということを感じている。

子どもたちを良くするため、守るために学校の雰囲気が暗くなることや、物が言えなくなる現場といったような暗い学校になることは避けなければならないと思っている。学校で起こることは、何かと各学校だけの問題というふうに世間から切り離されているような気がするが、いつも思うのは、学校で起きていることは社会全体の縮図であって、学校だけの問題ではない。だから、だれもが自分の問題としていじめや体罰の問題を考えてほしいと思っている。オーソドックスなようだが、先ほど委員会から体罰の未然防止については人権尊重の教育の推進だということが出て、私もこの人権尊重が日本の中全部広がって、みんながそれをわかっているならば、絶対にいじめも体罰も起きないし、私たちが悩むDV、セクハラ、パワハラ、そういった問題も起きないのではないかと思っている。なので、やはり簡単なようだが、みんなが相手に対する思いやり、それが持てる学校、社会であってほしいと思っている。質問ではなく、意見である。

――原案のとおり了承

## 山本委員長：非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第18号 島根県立高等学校等条例の一部改正について（高校教育課）

○長野県立学校改革推進室長 議決第18号島根県立高等学校等条例の一部改正についてお諮りする。

島根県立浜田高等学校今市分校を廃止するため、所要の条例改正を行う必要がある。

改正の概要だが、条例のうち、浜田高等学校の分校の廃止ということで、4月1日をもって施行したいと思う。

具体的には資料5の2をご覧ください。島根県立高等学校等条例というものがあり、別表第1に、学校とその位置、分校の位置を書いているものがある。この別表1の浜田高校の分校位置に浜田市と書いてあるが、今市分校がなくなるので、この欄を削るという1点だけである。そのほかの分校として、宍道分校がなくなるが、宍道分校については、今年度の4月1日に宍道高校を設置するときに合わせ、それをもって廃止するというのであらかじめ条例の改正を行っている。それから、出雲高校の定時制、松江北高校通信制、松江工業の定時制の普通科については分校の位置という別表がないため、条例改正をする必要はない。

なお、ここでお認めいただければ議会の方に出して条例改正をしたいと思う。また、議会で認められた後ということになるが、今度は教育委員会規則で組織編制規則を修正する必要がある。あわせてこの組織編制規則では、宍道分校、出雲の定時制、松江工業の定時制普通科、松江北高校の通信制等も改正しなくてはならない。さらに北高の通信制なり、そのほかの定時制は、仮に卒業できない子がいた場合、みなし規定で宍道高校の定時制、通信制へみなし転学という形になるが、これはいずれも教育委員会の専決事項に当たるため、そこで処理させていただくことをあらかじめお願いさせていただく。

――原案のとおり議決

#### 第19号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について (高校教育課・義務教育課)

○福間高校教育課企画人事グループリーダー 議決第19号県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正についてお諮りする。

理由であるが、児童数及び生徒数変動することに伴い、職員の定数はこれに基づいて計算しているため、毎年改める必要があるということで改正している。

概要について、まずは高等学校の教育職員である。これについては、改正前が1,626人、改正後は1,632で増減がプラス6人ということである。生徒数の方は全日制については、先ほど入試のところにもあったが、松江商業、分校と、全体では昨年度以前も含めて5学級の減ということで、生徒数は減っている。それに伴って教育職員も減るわけであるが、実際には新規採用者を今年たくさん採用しており、その補充の講師が増加になっている。それから、離島振興法が改正になり、離島地域加配というものも増加の要因であり、結果的に見ると6人の増加ということで財政課の査定を待っているところである。

それから事務職員については、先ほどの学級減と宍道分校、今市分校が閉校になったことに伴って、3人の減となっている。

それから定時制、通信制については、出雲高校が閉課程で1名の減であるが、浜田高校が学級増によって1名の増ということで、トータルすると3名の減ということである。

続いて特別支援学校である。特別支援学校については、これも児童生徒数は増減があり、小学部の方は5学級減ということだが、松江養護学校の専攻科が久しぶりに入学生があるということで、復活して1増となる。全体で4学級の減になるわけだが、松江ろう学校の専攻科に在籍者が生じて科が再開になったということで、結果的に定数は2名の増ということである。事務職員、技術職については変更はない。

○矢野義務教育課長 続いて、小学校及び中学校の教職員定数である。教育職員の方が56名の減、事務職員及び技術職員が11名の増ということである。これは、教育職員については、小・中学校の統廃合があり、小学校が分校を含めて8校、中学校1校が今年度末で廃校となる関係である。それから児童生徒数の減少があり、総数で56人の減ということになった。事務職員の方は、やはり同じように統廃合及び学級数の減少で6人の減となるが、新たにコミュニティ・スクールの事務職員の加配措置というものがあり、こちらの方を要求している。どのぐらいいただけるかわからないが、こちらとのプラスマイナスで11の増となっている。

――原案のとおり議決

### (報告事項)

#### 第69号 平成25年度教育委員会組織改正の概要について(総務課)

○黒崎総務課長 報告第69号平成25年度教育委員会組織改正の概要についてご報告する。

まず、義務教育課であるが、子ども安全支援室の設置ということで、これは現在、生徒指導推進室という名前である。この体制強化に合わせ、先生から指導するという名称ではなく、子どもの立場に立った名前に変更しようということである。いじめ問題の取り組みの強化、あるいは児童生徒の生命・安全にかかわる迅速、的確な対応をしたいということであり、来年度から子どもたちのいじめに対するアンケートや、ネットパトロール、スクールカウンセラー、それから安全のところでは例えば登校路、通学路の安全対策、地震対策といったような形でさまざまなニーズが増えてくる。そういったことに対応するというので、人員的な対策も含めて名称も変更したいということである。

図書館以下のところであるが、本庁以外の教育機関等全般について、今までグループという名前で組織を作っていたが、これをすべて従来の課という名前に戻すということ全体で行う。

その目的であるが、一つは責任分担による効率的な業務執行をしたい、見直しをしていきたいということ。それから、対外的な折衝、交渉における職員の役職の名前の効果を考えたい。また、組織内のチェックの体制をきちんと図りたい、という観点から地方機関の見直しをさせていただいた結果、3つの機関で変更させていただくということである。

まず、大々的なところでいくと先ほど申し上げた課である。グループ課長という名前ではなかなか通じない、というようなこともある。それで課長という名前に移行するというのと、後でご説明するが、係長制を一部復活している。これも外でいろんな方と折衝するに当たって、係長という名前がやはりいいということであり、チェック体制の強化を図るという意味でも係長制を一部復活している。

図書館においては、司書の方を中心に現在、資料情報グループという一つのグループがあるが、これを図書館支援課と資料情報課の2課に分けさせていただく。それから、その課に係をそれぞれ2つつ設置をさせていただくというふうに考えている。図書館支援課は学校図書館に対する支援あるいは公立図書館に対する支援の充実を図っていくということで、この機能を明確化するというので図書館支援課としている。その下に子ども読書支援係、あるいは地域支援係という形で整理させていただいている。

資料情報課の方は、郷土係、資料サービス係ということで、リファレンス機能の充実等を図っていく、あるいは責任の明確化を図っていくということである。

埋蔵文化財調査センターについては調査第一課、調査第二課に係制を導入し、それぞれ2つの係を設置するというので、先ほど申し上げたようなさまざまな折衝においての名称等、あるいはチェックの機能を強化していきたいということである。

古代出雲歴史博物館については、これも現在、学芸員のグループが学芸グループ一つであるが、これを学芸企画課、学芸情報課の2課に改組するものである。これは責任分担をきちんとしよう

ということで、実際にお客さんに見ていただく展示スペースの管理、運営を主に学芸企画課の方が行う。そして、実際に歴史資料をたくさん収蔵している、博物館の心臓部である収蔵庫の歴史資料の管理について責任を持つ学芸情報課、という形で2課に分けるものである。

資料7の2、7の3をご覧ください。7の2の方が本庁であり、中ほどに生徒指導推進室を子ども安全支援室に改組するということである。7の3の方が教育機関等であり、図書館へ課を2つ、係を4つ、埋蔵文化財調査センターへ係を設置、それから古代歴史出雲歴史博物館へ学芸企画課と学芸情報課の課を設置するというものである。

――原案のとおり了承

第70号 平成25年度県立学校管理職採用・昇任候補者選考試験結果について（高校教育課）

――原案のとおり了承

**山本委員長：閉会宣言 15時00分**